

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

監査公表	ページ
○行政監査の執行結果	1
○財政的援助団体等の監査の執行結果	7

監査公表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により別冊（令和6年度行政監査結果報告書）のとおり公表する。

令和7年3月31日

高知県監査委員	横山 文人
同	上田 貢太郎
同	奥村 陽子
同	五百蔵 誠一

令和6年度

行政監査結果報告書

【プロポーザル方式による随意契約について】

令和7年3月

高知県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1 監査の種類	2
2 監査の対象	2
(1) テーマ	2
(2) テーマ選定理由	2
(3) 監査対象機関	2
3 監査の着眼点（評価項目）	2
4 監査の実施内容	3
(1) 一次調査	3
(2) 二次調査	3
5 監査の実施期間	3

第2 監査の結果

1 プロポーザル方式により契約の相手方を選定することが適切であったか	3
2 実施要領などの策定は適切に行われたか	4
3 審査委員会の設置及び開催は適切に行われたか	5
4 選定の対象となる事業者の募集、周知などは適切に行われたか	5
5 事業者の選定、審査結果の公表及び契約事務は適切に行われたか	6

第3 意見

1 指名型の採用について	7
2 審査委員の選定について	7
3 事業者の募集及び周知について	7
4 審査結果の公表について	7

行政監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、行政監査の結果を次のとおり報告する。

第1 監査の概要

1 監査の種類

法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

(1) テーマ

プロポーザル方式による随意契約について

(2) テーマ選定理由

県では、プロポーザル方式による随意契約を実施している。法は、一般競争入札により契約の相手方を決定することを原則としており、これは例外的な手法であることから、業務の目的や性質を十分考慮して限定的に採用することが必要である。

このため、プロポーザル方式による随意契約について、公平性、透明性、適正性、競争性などの観点から検証することで、効果的な事業の実施や適切な契約事務に資することを目的として監査を実施する。

(3) 監査対象機関

知事部局、教育委員会、公営企業局、公安委員会

3 監査の着眼点（評価項目）

プロポーザル方式による随意契約に必要とされる公平性、透明性、適正性、競争性などの観点から、令和5年3月27日付け4高会計第782号の会計管理局长通知による「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を基に、下記の着眼点に基づき監査を行うこととした。

- (1) プロポーザル方式により契約の相手方を選定することが適切であったか
- (2) 実施要領などの策定は適切に行われたか
- (3) 審査委員会の設置及び開催は適切に行われたか
- (4) 選定の対象となる事業者の募集、周知などは適切に行われたか
- (5) 事業者の選定、審査結果の公表及び契約事務は適切に行われたか

4 監査の実施内容

(1) 一次調査

令和5年度において随意契約の相手方をプロポーザル方式により選定した業務の状況を把握する目的で、監査対象機関の全所属に対し、調査を実施した。なお、指定管理者の選定に係るもの及びPFI事業に係るものについてはこの調査の対象外とした。

(2) 二次調査

一次調査の結果を踏まえ、監査の着眼点に基づき対象となる主な業務を抽出したうえで、プロポーザル方式による随意契約の詳細状況を把握するため、会計書類等の確認及びヒアリングによる監査を実施した。

なお、監査の対象業務は表1のとおりである。

【表1】二次調査の対象業務

	業務名	担当課	着眼点				
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1	高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務	交通運輸政策課	○	◎	○	◎	◎
2	令和5年度農山漁村発イノベーション支援業務委託	農産物マーケティング戦略課	○	◎	○	◎	○
3	高知県立高等学校基礎学力把握検査(基礎力診断テスト)委託業務	高等学校課	○	○	◎	◎	◎
4	令和5年度高知家子育て応援バスポートアプリケーション等実施委託業務	子育て支援課	○	○	○	◎	○
5	令和5年度県産品情報発信事業委託業務	地産地消・外商課	○	○	○	◎	○
6	令和5年度中国向け外国人観光客認知度向上事業委託業務	国際観光課	○	○	○	◎	○
7	令和5年度見本市等出展委託業務	企業誘致課	○	○	○	◎	○
8	令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務	市町村振興課	○	○	○	◎	◎
9	令和5年度がん検診受診率向上キャンペーン実施委託業務	健康対策課	○	○	○	○	◎
10	令和5年度女性活躍推進啓発事業委託業務	人権・男女共同参画課	○	○	○	○	◎
11	省エネ型機器購入支援事業委託業務	環境計画推進課	○	○	○	○	◎

(注) 主に確認する項目には◎、併せて確認する項目には○印を記載している。

(選定理由)

一次調査の結果から監査の着眼点の各項目ごとの次の点に着目し、二次調査対象を選定した。

- (1) プロポーザル方式により契約の相手方を選定することが適切であったか
- (2) 実施要領などの策定は適切に行われたか
- (3) 審査委員会の設置及び開催は適切に行われたか
- (4) 選定の対象となる事業者の募集、周知などは適切に行われたか
- (5) 事業者の選定、審査結果の公表及び契約事務は適切に行われたか

5 監査の実施期間

令和6年6月から令和7年3月まで

第2 監査の結果

プロポーザル方式による随意契約に関する事務について、監査した範囲においてはおおむね適切に行われていることが認められた。

しかしながら、指名型プロポーザル方式において公募が可能と認められるものや、全ての審査委員が県職員で構成されているもの、審査結果の公表が適切に行われていないものなど、対応が十分でない事例も認められた。

なお、調査内容の詳細については次のとおりであった。

1 プロポーザル方式により契約の相手方を選定することが適切であったか

<ガイドライン「1 基本的事項」より抜粋>

(1) プロポーザル方式の定義

プロポーザル方式とは、対象の委託業務に対する発想や課題の解決方法、実施体制などの企画提案書の提出を求めて、業務を履行するうえで最も適切な企画提案力や問題解決力、技術力などを有する随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）を選定する方式です。

地方自治法においては、一般競争入札により契約の相手方を決定することを原則としており、プロポーザル方式は例外的な手法となることから、業務の目的や性質を十分考慮して限定的に採用しなければなりません。

(4) 公募型と指名型

プロポーザル方式には、企画提案を募る方法により2つの型式に分類されます。一つは、広く多くの者から提案を募る「公募型」、もう一つは発注者の選定する限られた者から提案を募る「指名型」です。

なお、本ガイドラインでは多くの者による企画面での競い合いの促進や潜在的な事業者の掘り起こしに繋げるため、「公募型」による型式を標準とします。

プロポーザル方式の企画提案の募集方法、施行何に記載されているプロポーザル方式を採用した理由、相手方の選定方法などを調査した。

募集方法については、ガイドラインで標準としている公募型が179件(92.7パーセント)、発注者が参加者を指定する指名型が14件(7.3パーセント)となっており、公募型によるものが多数を占めていた。

また、指名型は、多くがテレビ番組制作放送など、業務の内容から参加者が限られる業務であったが、市町村振興課の「令和5年執行参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙及び高知県知事選挙啓発委託業務」、保健政策課の「令和5年度健康づくり推進キャンペーン実施委託業務」及び健康対策課の「令和5年度がん検診受診率向上キャンペーン実施委託業務」においては、公募が可能と認められた。

【表2】型式別の件数

型 式	件数	割合
公募型	179	92.7%
指名型	14	7.3%
合 計	193	100.0%

プロポーザル方式を採用した理由及び相手方の選定方法については、全ての調査対象業務において適切であった。

2 実施要領などの策定は適切に行われたか

<ガイドライン「2 プロポーザル実施要領」より抜粋>

発注担当課は、プロポーザル方式の採用に当たって、事業の概要や契約の相手方の決定方法、資格要件をはじめ、プロポーザル方式を進めるうえで必要となる基本的な事項を定めた実施要領を策定してください。

実施要領に必要な項目と内容は次表を参考にしてください。なお、公募型と指名型の場合で定める項目が一部異なりますので注意してください。

項目	主な内容	「公募型」で定める項目	「指名型」で定める項目	備考	
1	事業の概要	事業名、事業の目的、事業内容、委託期間	○	○	
2	予算	見積限度額	○	○	
3	審査委員会設置要領	設置の目的、審査委員の構成、役割など	○	○	別途作成も可
4	企画提案者の決定方法	公募型かなど	○	○	
5	募集要領	募集要領の策定について	○	—	別途作成も可
6	指名予定者	資格要件や指名理由、指名予定者	—	○	
7	契約の相手方の決定方法	審査委員会から随意契約の手続きまでの流れ	○	○	
8	資格要件	必要な資格や実績の定めなど	○	—	業務に必須の要件は明示しておくこと
9	説明会	開催日時、場所など	○	○	
10	質疑・回答	提出方法・期限、提出先、回答方法など	○	○	
11	参加申込資格審査	申込方法、審査、通知、説明請求など	○	—	
12	企画提案書作成要領	企画提案書を作成する際の手順など	○	○	別途作成も可
13	審査要領	審査の方法、進め方、審査基準など	○	○	別途作成も可
14	審査結果	通知方法、通知時期など	○	○	
15	日程	全体のスケジュール	○	○	
16	提出書類の取扱い	開示や提案内容の取扱いなど	○	○	
17	問い合わせ先	担当者名、連絡先	○	○	
18	失格事項	失格になる行為等の定め	○	○	
19	その他	必要経費の負担、辞退の取扱い、契約保証金など	○	○	

<ガイドライン「3 審査委員会」より抜粋>

企画提案の内容を審査するために発注担当課から独立した審査委員会を設置します。発注担当課は、審査委員会の設置にあたって審査委員の構成や役割などを定めた「審査委員会設置要領」を策定した後、各審査委員の予定者へ就任を依頼してください。

<ガイドライン「4 審査」より抜粋>

(1) 審査要領の策定

発注担当課は、審査の進め方や方法、基準などを定めた「審査要領」を策定します。

<ガイドライン「5 募集要領（公募型の場合）」より抜粋>

(1) 募集要領の策定

公募型プロポーザル方式の場合は、広く多くの者から提案を募るために、プロポーザルへの参加条件や提案方法などを定めた「募集要領」を策定します。

(2) 企画提案書の作成要領

① 企画提案書作成要領の策定

企画提案書の作成に必要な事項は、一般的に募集要領の中に記載されていますが、多岐にわたる企画提案上の重要事項をしっかりと参加者に伝えて提案漏れを防ぐためには、別途「企画提案書作成要領」を定めることが効果的です。

実施要領等の策定状況を確認したところ、調査対象業務193件のうち26件が、実施要領、募集要領、企画提案書作成要領のいずれか1つを策定していなかった。しかし、策定されていない要領に記載すべき事項については、施行何や他の要領に示されており、実務上の問題はなかった。

なお、審査委員会設置要領及び審査要領は、全ての調査対象業務において策定されていた。

3 審査委員会の設置及び開催は適切に行われたか

<ガイドライン「3 審査委員会」より抜粋>

企画提案の内容を審査するために発注担当課から独立した審査委員会を設置します。発注担当課は、審査委員会の設置にあたって審査委員の構成や役割などを定めた「審査委員会設置要領」を策定した後、各審査委員の予定者へ就任を依頼してください。

(1) 審査委員会の役割

審査委員会では、提出された企画提案の内容やプレゼンテーションを公正に審査し、適切な契約の相手先となる候補者及び次点者を選考します。審査の結果、参加者の全員が要求水準を満たさない場合は、理由を明らかにして、候補者及び次点者の選定を行わないこともできます。

(2) 審査委員の選定

審査委員長及び各審査委員は発注担当課長が選定します。審査委員長は、選定された審査委員で互選することもできます。

(3) 審査委員の構成

審査委員は、公正性、透明性、客観性が求められることから、県庁外の第三者を中心として5名程度で構成します。職員の備えた専門知識や経験、施策推進の視点などが審査に欠かせないと判断される場合には、職員を審査委員に加えることもできますが、その場合は具体的な理由を回議書等に明示するようにしてください。

審査委員会の設置や開催状況について確認したところ、全ての調査対象業務において審査委員会を設置し、開催していた。

審査委員について、ガイドラインでは、県庁外の第三者を中心に5名程度で構成するとされている。調査対象業務の審査委員数は4名から7名までとなり、審査委員数を5名とするものが全体の7割近くを占めていた。また、県庁外の第三者の占める割合が60パーセント以上のものが全体の88.6パーセントであり、おおむねガイドラインに沿った構成となっていた。ただし、高等学校課の「高知県立高等学校基礎学力把握検査（基礎力診断テスト）委託業務」及び「高知県立高等学校基礎学力把握検査（スタディサポート）委託業務」については、審査委員全員が県職員であった。

【表3】審査委員数

委員数	件数	割合
4名	34	17.6%
5名	133	68.9%
6名	24	12.5%
7名	2	1.0%
合計	193	100.0%

【表4】審査委員に県庁外の第三者が占める割合

第三者が占める割合	件数	割合
0%	2	1.0%
1%～19%	0	0.0%
20%～39%	3	1.6%
40%～59%	17	8.8%
60%～79%	32	16.6%
80%～99%	62	32.1%
100%	77	39.9%
合計	193	100.0%

4 選定の対象となる事業者の募集、周知などは適切に行われたか

<ガイドライン「5 募集要領（公募型の場合）」より抜粋>

(3) 募集要領の公示方法

現在、県で一般的に採用されている公示の方法としては、「招請公告」を掲示する方法や入札情報公開サイト（土木部）の「公告情報」へ掲載するといった方法があります。また、県の広報誌及びホームページへの掲載、マスコミを活用することで、広く周知を行うことにも積極的に取り組んでください。業務の内容によっては、関係する業界団体や事業者へ直接お知らせすることも検討してください。

※指名型の場合は、審査委員会を設置後、「審査要領」と「企画提案書作成要領」を定めて、指名通知とあわせて指名事業者へ通知します。

<ガイドライン「8 発注担当課と審査委員会の役割分担」より抜粋>

⑤参加申込

参加申し込みの受付は、募集要領の公示、又は指名通知から（説明会を開催する場合は、その日から）10日以上の期間を設けることが適切です。

⑦企画提案書の提出

募集要領の公示、又は指名通知から（説明会を開催する場合はその日から）企画提案書の提出までの期間は少なくとも1ヶ月程度を確保するように努めてください。

募集に関する公示方法、公示日、申込締切日、企画提案書提出期限などを調査した。公示方法については、全ての業務において県庁ホームページを活用していた。そのうち、発注担当課のページのみで掲載していたものが85件、担当課と入札情報のページの両方に掲載していたものが94件であった。公示から参加申込締切りまでの日数は、10日以上のもので173件で96.6パーセントであった。しかしながら、公示などから企画提案書提出期限までの日数が29日以下のものが90件で46.6パーセントであった。また、公募したものの参加者が1者のみであったものが61件で34.1パーセントであった。

【表5】公示から参加申込締切りまでの日数

日数	件数	割合
9日以下	6	3.4%
10日～19日	145	81.0%
20日～29日	23	12.8%
30日以上	5	2.8%
合計	179	100.0%

【表6】公示などから企画提案書提出期限までの日数

日数	件数	割合
10日～19日	15	7.8%
20日～29日	75	38.8%
30日～39日	88	45.6%
40日以上	15	7.8%
合計	193	100.0%

※指名型を除く

【表7】公募型の参加者数

参加者数	件数	割合
1者	61	34.1%
2者	39	21.8%
3者～5者	35	19.5%
6者以上	44	24.6%
合計	179	100.0%

5 事業者の選定、審査結果の公表及び契約事務は適切に行われたか

<ガイドライン「7 情報公開」より抜粋>

プロポーザル方式の選定手続きの公平性と透明性を確保するため、選定の過程や審査結果については、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づき、個人情報等の保護に注意しながら積極的に公開することとします。情報の公開基準は、おおむね次のとおりです。

【情報の公開基準】

時期	情報の内容	公開基準	備考
募集中	予算	◎	点数の基準は公開しない
	審査基準等の内容と配点	◎	
	説明会への出席者数	○	
	説明会への出席者名	×	
	審査委員会の委員数 審査委員の氏名	○ ×	
申込 締切時	申込者数	×	その他項目の公開基準は「募集中」に同じ
	申込者名	×	
	特定された参加者数	×	
	参加者名	×	
企画提案書 締切時	申込者数	○	その他項目の公開基準は「募集中」に同じ
	参加者数	○	
	参加者名	×	
	参加者の企画提案の内容	×	
選定後	説明会への出席者名	○	その他の参加者の名称は「A社、B社」等として公表します。
	申込者名	○	
	参加者数	◎	
	選定された候補者の名称	◎	
	その他の参加者の名称	○	
	審査基準等の内容と配点、点数の基準	◎	
	選定された候補者の総得点	◎	
	その他の参加者の総得点	◎	
	審査結果（選定理由、提案に対する評価等）	◎	
	全応募者の企画提案の内容	○	
	審査委員の氏名	○	
審査委員ごとの採点表（又は、合議による採点表）	○		
得点の集計表等	○		

<公開基準> ◎…ホームページに掲載するなど積極的に公開する情報
 ○…ホームページには掲載しないが、公文書開示請求に対して公開する情報
 ×…基本的には公開しない情報

事業者の選定、審査結果の公表の状況及び契約事務について調査した。
 事業者の選定については、契約候補者を選定するための合否の基準の設定について、ガイドラインでは示されていないが、併せて調査した。
 契約候補者を選定するための合否の基準があるものが55件、ないものが138件であった。合否の基準がないもののうち、参加者が1者であったものが44件であった。

【表8】契約候補者を選定するための合否の基準

項目	件数
あり	55
うち参加者が1者の場合	21
なし	138
うち参加者が1者の場合	44
合計	193
うち参加者が1者の場合	65

審査結果の公表については、行っているものは163件のうち指名型は2件、行っていないものは30件のうち指名型は12件であった。
 契約事務については、適切に執行されていた。

【表9】審査結果の公表

項目	件数
行っている	163
うち指名型	2
行っていない	30
うち指名型	12
合計	193
うち指名型	14

第3 意見

監査の結果、改善及び検討を要する事項が認められた。
ついては、今回の監査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

1 指名型の採用について

ガイドラインでは、公募型による募集が標準とされているが、市町村振興課の「令和5年執行参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙及び高知県知事選挙啓発委託業務」、保健政策課の「令和5年度健康づくり推進キャンペーン実施委託業務」及び健康対策課の「令和5年度がん検診受診率向上キャンペーン実施委託業務」は公募が可能と認められるが、指名型が採用されていた。

指名型を採用する場合には、十分に検討されたい。

2 審査委員の選定について

ガイドラインでは、審査委員は県庁外の第三者を中心として構成するとしているが、高等学校課の「高知県立高等学校基礎学力把握検査（基礎力診断テスト）委託業務」及び「高知県立高等学校基礎学力把握検査（スタディーサポート）委託業務」においては、全ての審査委員が県職員で構成されていた。

審査委員の選定理由は「提案について校内での活用方法を具体的にイメージしながら評価することができる学校関係者を委員として選定することとする」としているが、公正性、透明性及び客観性を高める観点から、県立学校以外の教員など、県庁外の第三者を審査委員に選定することについて検討されたい。

3 事業者の募集及び周知について

ガイドラインでは、募集要領の公示又は指名通知から企画提案書の提出までの期間は1か月程度を確保するように努めることとされているが、30日に満たないものが半数近くを占めていた。

多くの参加者のもと、より優れた提案を選定するため、それぞれの業務に応じた適切な期間の設定に努められたい。

また、公募したものの参加者が1者のみであった業務が3割を超えていることから、更なる周知に努められたい。

4 審査結果の公表について

ガイドラインでは、審査結果について、ホームページに掲載するなど積極的に公開することとされているが、公表していない業務が散見された。

公平性及び透明性を確保するため、公募型、指名型を問わず、積極的に公表されたい。

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年3月31日

高知県監査委員	横山	文人
同	上田	貢太郎
同	奥村	陽子
同	五百藏	誠一

財政的援助団体等監査結果報告（令和6年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、財政的援助団体等の監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査

2 監査の対象

県が団体の基本財産、資本金又は出資金の4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）、県が公の施設の管理を委託している団体（以下「指定管理者」という。）及び県が補助金等を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）のうち以下の13団体

(1) 出資団体

ア 高知空港ビル株式会社（監査実施日：令和7年1月21日）

出資金	出資額及び出資比率	資本金600,000,000円のうち310,000,000円、51.7パーセント
補助金等	名称	高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金
	金額	198,985,000円

イ 公益財団法人高知県人権啓発センター（監査実施日：令和6年11月29日）

出資金	出資額及び出資比率	基本財産21,274,487円のうち11,000,000円、51.7パーセント
指定管理	対象施設	高知県立人権啓発センター
	管理代行料	12,046,984円、県への納付額2,483,020円

ウ 公益財団法人高知県文化財団（監査実施日：令和7年1月21日）

出資金	出資額及び出資比率	基本財産500,000,000円のうち250,000,000円、50パーセント
指定管理	対象施設	高知県立美術館
	管理代行料	344,254,378円、利用料金収入49,913,417円
	対象施設	高知県立歴史民俗資料館
	管理代行料	178,081,247円、利用料金収入2,042,240円
	対象施設	高知県立坂本龍馬記念館
	管理代行料	182,306,631円、利用料金収入53,600,862円
	対象施設	高知県立文学館
	管理代行料	125,103,902円、利用料金収入6,243,760円
	対象施設	高知県立埋蔵文化財センター
	管理代行料	46,525,776円

エ 公益財団法人高知県国際交流協会（監査実施日：令和6年11月29日）

出資金	出資額及び出資比率	基本財産486,769,480円のうち313,500,000円、64.4パーセント
-----	-----------	---

補助金等	名称	高知県国際交流協会運営費補助金
	金額	31,147,578円

オ 公益財団法人土佐山内記念財団（監査実施日：令和7年1月10日）

出資金	出資額及び出資比率	基本財産100,000,000円のうち70,000,000円、70パーセント
指定管理	対象施設	高知県立高知城歴史博物館
	管理代行料	272,292,218円、利用料金収入22,635,474円
補助金等	名称	高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金
	金額	21,482,930円

カ 公益財団法人高知県産業振興センター（監査実施日：令和6年11月20日）

出資金	出資額及び出資比率	基本財産82,050,000円のうち41,000,000円、49.9パーセント
補助金等	名称	高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金
	金額	1,895,349,315円
	名称	高知県原油高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金
	金額	228,059,537円
	名称	高知県中小企業経営資源強化対策事業費補助金
	金額	464,749,858円

キ 一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会（監査実施日：令和6年11月26日）

出資金	出資額及び出資比率	基本財産及び出資金92,970,000円のうち43,500,000円、46.8パーセント
-----	-----------	--

ク 公益社団法人高知県森と緑の会（監査実施日：令和6年11月29日）

出資金	出資額及び出資比率	基本財産13,500,000円のうち5,000,000円、37.0パーセント
補助金等	名称	高知県こうち山の日推進事業費補助金
	金額	7,628,442円
	名称	高知県山の学習支援事業費補助金
	金額	22,172,837円
	名称	高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金
	金額	4,627,679円

ケ 一般社団法人高知県森林整備公社（監査実施日：令和6年11月22日）

出資金	出資額及び出資比率	出資金30,000,000円のうち30,000,000円、100パーセント
補助金等	名称	高知県森林整備公社経営改善事業費補助金
	金額	7,531,000円
	名称	高知県森林整備公社造林事業費補助金
	金額	138,812,090円
	名称	教育の森造成事業費補助金
	金額	35,752,939円

コ 高知県住宅供給公社（監査実施日：令和7年1月21日）

出資金	出資額及び出資比率	資本金8,600,000円のうち4,400,000円、51.2パーセント
-----	-----------	--------------------------------------

サ 公益財団法人暴力追放高知県民センター（監査実施日：令和6年10月30日）

出資金	出資額及び出資比率	基本財産634,784,005円のうち448,129,200円、70.6パーセント
-----	-----------	---

(2) 指定管理者

高知県職業能力開発協会（監査実施日：令和7年1月21日）

指定管理	対象施設	高知県立地域職業訓練センター
	管理代行料7,441,000円、利用料金収入3,952,530円	
補助金等	名称	高知県職業能力開発協会補助金
	金額	26,264,763円

(3) 補助金等交付団体

一般社団法人高知県UIターンサポートセンター（監査実施日：令和7年1月10日）

補助金等	名称	一般社団法人高知県UIターンサポートセンター運営事業費補助金
	金額	212,435,433円（移住促進課） 95,332,999円（商工政策課） 7,601,000円（産業デジタル化推進課）

3 監査の着眼点（評価項目）

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

監査の対象団体が令和5年度に執行した財政的援助等に係る出納その他事務について、実地監査による関係書類の閲覧及び現場確認、当該対象団体及びその所管課から説明を聴取するなどの方法により、監査委員による監査（委員監査）及び事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。